

長崎建協

受注者が発注業務を採点

監督員対応など評価

受注者が発注業務を評価する新たな動きが長崎県内で始まる。建設業法では、工事請負契約について受発注者の「対等な立場」(第18条)が前提とされつつも、現状は、発注者が有利な立場となっている。これまでも、こうした片務性は正に向け現状を改善しようとする声が上がったものの、政策立案までには至っていなかった。長崎発の試みは工事請負契約のあり方をめぐる今後の議論に一石を投じそうだ。

— 関連10面

長崎県建設業協会(谷村隆 載す。

三会長は、受注者が発注業務を評価する「発注業務評価」を考案し、全発注者に対応できるマニュアルを作成した。発注者の「工事成績評定」などに対するもので契約の適正性など100点満点で評価する。

長崎県や県内市町が発注する工事で適用する。受注者が、

①契約の内容②契約の履行③監督員の対応—の3つの項目で発注者を評価する。評価表には集計や分析をしやすくするため、工事概要なども記す。

100点からの減点方式で採点し、減点分を発注者の改善すべき点として可視化する。評価表は、改善対策の基礎資料になり、協会からの要望活動の具体的根拠として活用する。

用する。

工事請負契約は、受注者と発注者の「対等な立場」が基本だ。しかし、現状は、受注者にとって「片務契約」となりやすい。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)施行後、総合評価落札方式の導入などにより、審査する側の技術力が問われ、取り組みも自治体により、差がでてきている。このような中で、協雅史参議院議員らは「発注者に対する評価」の必要性を主張してきた。

同協会は、品質確保のためには「対等な立場」で契約を適切に履行する必要がある」としており、取り組みでは、

パートナーシップ向上が狙い



谷村長崎県建設業協会会長の話「発注業務評価」はパートナーシップの向上が狙い。現在は、発注者が一方的に受注者の工事成績を評価し、その点数しか残らないが、発注

者側にも設計図書が不十分だったり、対応が悪いといった責任がある。受発注者がお互いに評価することで、何が問題だったのが浮き彫りになる。そうすれば、お互いが協力して県民に安全・安心で品質の高い公共施設を提供できるようになる。最終的には、同じテーマや項目でお互いを評価し合うのが理想だ。

評価される側立つ長崎県土木部は、「現場によい緊張感が走る。現場職員にとってはずいぶん指摘もあるかもしれないが、指摘された点は改善し、よい社会資本整備につなげたい」と取り組みを評価している。

る批判や不満のはけ口とみなされては意味がない。長崎県土木部も「泥のなすりつけあいは避けたい」としている。同協会は、「いかに公正性、客観性を持たせ、オープンにしていけるか」を今後の検討課題として組上(そじょう)に考える。

ただ、発注業務評価が単なる

契約内容を受注者が評価

長崎建協 県内工事で実施

長崎県建設業協会（谷村隆三会長）は、県と県内市町の

発注工事を対象に受注者が発注者を評価する「発注業務評価」を始める。契約の適正性など100点満点で評価し、結果を発注者に伝え、改善を

要請していく。受発注者のパートナーシップの向上による契約履行の適正化が狙い。100点満点の減点方式で採点する。評価項目は大きく分けて①契約の内容②契約の履行③監

督員の対応——の3つ。契約の内容では、積算や設計図書、事前調整、施工方法、工期、発注時期に細分される。契約の履行は協議、設計変更、検査について、監督員の対応では技術力やパートナーシップ

に求められる対応をとったかを評価する。

評価は、3段階とし、著しい不都合あるいは不利益があった場合を最低値評価、これらがほとんどなかった場合は最高値評価、ある程度あった場合は中間値評価とする。

評価表には、「その他意見」の項目も設け、「発注者に改善してほしい内容」、または「対応が適切で満足している内容」といった感想も記入する。

実施に伴い作成したマニュアルでは、全国でも使え、データベース化しやすいように国や都道府県を記号化している。

11面参照